

【令和4年度以前の入学生】

【生徒心得】

本校の教育目標のもとに，社会の一員として，豊かな人間性を育み，常に自主的，自律的な態度をもって，自己の向上に努め，明るく健全な学校生活を送るための基準を示す。

1 校内外の生活について

市高生としての自覚をもち，良識ある言動を心掛けること。

- (1) 交友は，互いに人格を尊重すること。
- (2) 言葉遣い，態度は品位を保ち，常に挨拶することを心掛けること。
- (3) 校内の環境美化に努め，学校の備品や施設は大切に利用すること。
- (4) 所持品は，各自が責任をもって保管すること。
- (5) 登校後は，下校時まで無断で校外に出ないこと。
- (6) 通信機器等の使用については，必要最小限にとどめ，モラルと責任をもって利用すること。
- (7) 飲酒，喫煙，暴力等，法律で禁じられている行為は，絶対にしないこと。
- (8) 18歳未満立入禁止の場所等には立ち入らないこと。

2 服装・頭髪について

本校の規定に従い，端正，清潔な身だしなみを心掛けること。

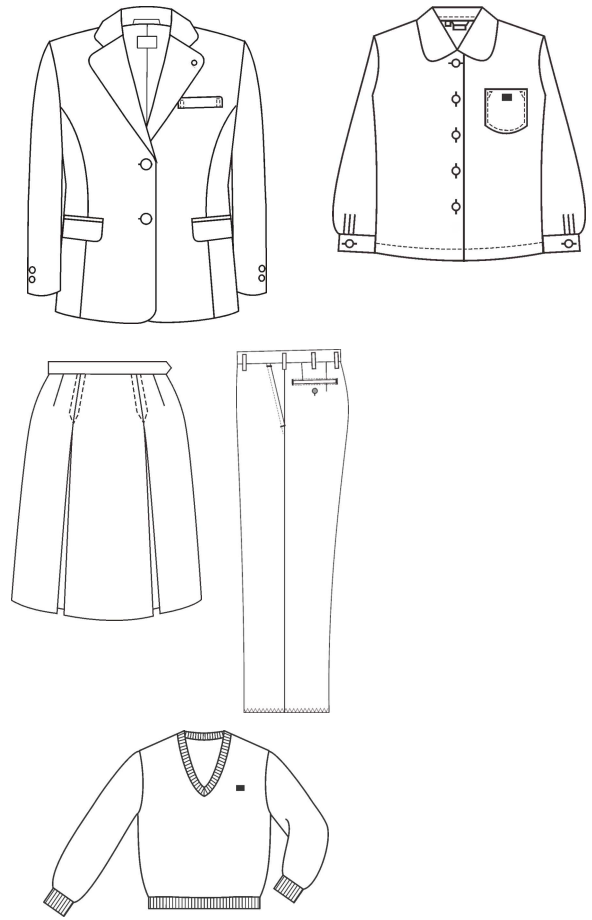
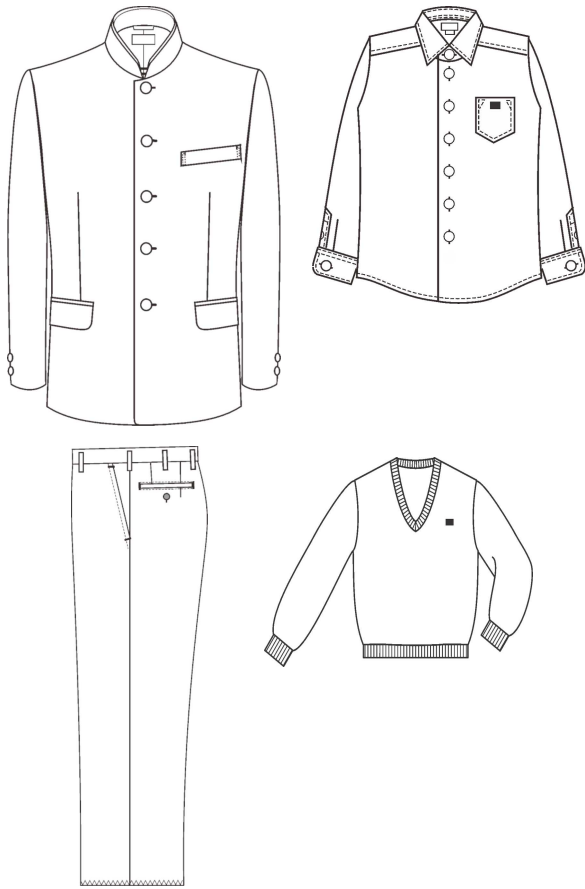
【服装・頭髪規定】

1 本校の制服について

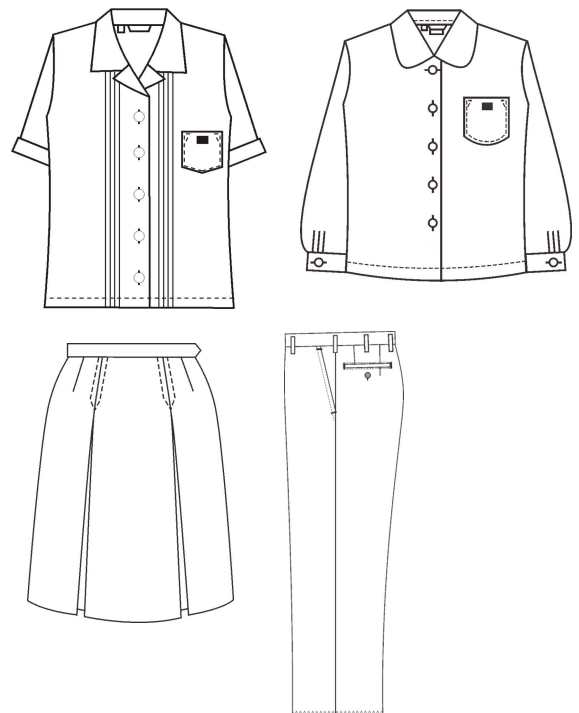
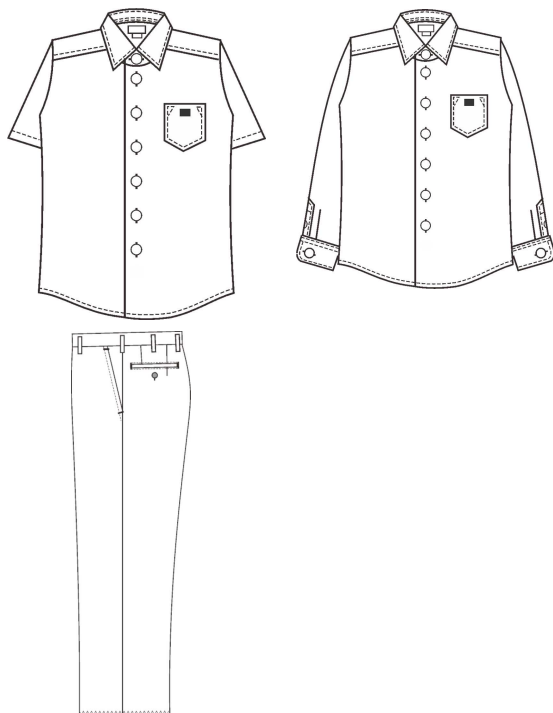
- (1) 冬服は10月中旬頃から5月下旬頃まで，夏服は5月下旬頃から10月中旬頃までとする。また，4月下旬から6月中旬頃まで，および，9月下旬から11月中旬頃までを原則更衣移行期間とする。ただし，式典等の公式の場では，夏服または冬服を着用すること。
- (2) 制服は，本校指定の標準学生服とする（制服略図参照）。
- (3) 靴は華美でないものとする。
- (4) ソックスは華美でないものとする。
- (5) セーターは校指定のものとする。
- (6) 防寒着（ジャンパー含む）は，華美でないものとする。
- (7) ストッキング，タイツはベージュまたは黒とする。
- (8) スカートの丈については「膝が隠れる長さ」とする（販売店で購入する際には規定のものを購入すること）。

(本校指定制服略図)

[冬服]



[夏服]



2 頭髪等について

- (1) 清潔で気品のあるものとし、パーマ，染色，脱色等の加工は認めない。
- (2) 髪留め等を使用する場合は，華美でないこと。
- (3) 化粧やピアス・指輪・ネックレス等の装身具，有色リップクリームの使用は認めない。